

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	417
		決裁期日	平成 1 8 年 5 月 2 4 日
名 称	5 月臨時課長会議		
日 時	平成 18 年 5 月 23 日(火) 午前 13 時 00 分 ~ 14 時 50 分		
場 所	役場 3 階 第 3 会議室		
出席者	助役 (町長・教育長欠席) 各課長 12 人(内代理出席 1 人) 事務局 1 人 説明員 2 人 詳細別紙のとおり		

内 容

助役あいさつ

- ・ 前回の臨時課長会議 (5 / 10) に引き続き、町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置条例について、集中審議したい。
- ・ 6 月議会の所管委員会、議員協議会へ説明をしていきたい。
- ・ 制度設計する立場、制度運用していく立場として、主体的な協議をお願いしたい。

助役の進行で会議を進める。

1 町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置条例について

助役：先の臨時課長会議の協議結果を踏まえ、資料が作成されているので、税務かより説明を求める。

税務班主幹：前回の臨時課長会議の結果を踏まえて、修正内容を中心に説明する。添付資料については、6 月議会の所管委員会等へ提出する予定である。

助役：制度の骨格について、一部修正が加わっている。概ね承知されているとは思いますが、全体を通じて質疑や意見を求める。

保健福祉課主幹：納期管理は、事務的に運用がかなり厳しいのではないかと。サービスの受給者は相当の数になり、絶えず変化するものもある。税目ごとに納期もかなりあり、実際の運用では、どのように管理していくのか。

議会事務局長：納期管理は事務的にかなり複雑になることが想定される。年度管理に再度見直し、徴収対策に力を入れていくべきではないかと。

産業振興課長：効率的な事務管理の手法をあわせて検討していくことが重要ではないか。

助役：前回の臨時課長会議で、納期管理にしていくことを決定した経緯がある。各事業ごとに、どのような事務対応になるのかシュミレーションしていかなければならない。個別事業ごとに検証作業をしっかりと行って、上程時期の議会（9月議会）を迎えなければならない。

個々の事業についてではなく、条例の骨子について議論を深めたい。

助役：附則第2項（不利益不遡及）について説明を求めたい。

税務課主幹：不利益不遡及の原則から、新条例に基づく特別措置については、条例施行年度に課税された町税等から適用することになる。

施行前の滞納は対象外となるので、それぞれの要綱（各補助要綱等）において、完納照明の添付を義務付けるなどの連携作業が必要と考える。

保健福祉課主幹：障害者等へのサービスも対象としているが、当該情報を行政内部とはいえ、提供することはどうなのか。

事務局：個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定から、実施機関内の利用は可能と考える。

助役：必要があれば、5月31日予定の定例課長会議でも協議したい。

予定されている対象70事業について、どのような事務処理対応となるかをそれぞれペーパー化し、確実な運用に向けた協議が重要になる。ペーパー化について指示する。

2 その他

（1）行政報告（6月定例議会）取りまとめ状況について

総務課主査：資料に基づき取りまとめ状況を説明。

助役：町長自身も積極的な行政報告をと、指示している。資料を参考に、各課長において判断いただき、行政報告の提出にあたられたい。

（2）その他

行革事務局長：自治のかたちのアンケート提出期限が明日となっているので、各職員に周知願いたい。

助役：他になければ、臨時課長会議を終了する。

[14時50分 閉会]